

## J R東海労 加藤誠二さんへの不当有罪判決糾弾声明

本日、名古屋地方裁判所刑事第5部（平成20年（わ）第502号）は、2007年7月13日、J R東海労・加藤誠二さんに対してでっち上げた窃盗容疑に対し、懲役6ヶ月執行猶予2年の不当判決を下した。この不当判決に対し加藤誠二さんは即日控訴し、断固としてたたかう姿勢を明らかにした。私たちは加藤誠二さんとJ R東海労の仲間と共に闘う。真実は法廷の場で完膚無きまでに明らかになっている。私たちは真実を踏みにじる不当な有罪判決に対し、満腔の怒りをもって抗議する。

判決は、何一つ具体的証拠を示していない。いや示せないのだ。検察側は弁護側が証拠として提出を求めた指紋鑑定を最後まで提出しなかった。裁判所もまたこれを認めた。また防犯カメラにも加藤さんが窃盗を働く場面など当然のことだが、いっさい映っていない。にもかかわらず「動きが不自然」というこじつけをもって窃盗の事実があったかのように推論した。極めつけは、公判で検察側証人に立った駅長・助役は「(窃盗された書類のいった)書庫の鍵は常に閉めてあった」と証言しているにもかかわらず、裁判所は「開いていた」という推論を前提に判決文を作成した。何一つ客観的事実に基づかない、裁判長の「窃盗があったはず」という推論による政治的判決に他ならない。この点から今次判決は、まさに国策捜査・国策判決そのものであり、断じて許すことはできない。

私たちはますます強まる司法の反動化に警鐘を乱打し、心ある労働者・市民と連帯を深め、平和・人権・民主主義を守るために堂々と闘い抜く。

大不況の嵐が全世界を席卷する下、資本は生き残りをかけ「派遣切り」「雇い止め」など労働者に一方的な犠牲を強いている。労働組合の団結・連帯の力を十全に発揮すべきいま、たたかう組織を破壊し連帯を分断する弾圧が仕掛けられている。それが「J R浦和電車区事件」であり「J R蒲郡駅事件」なのである。

私たちは不当判決を許さず、労働組合運動を職場から推し進めていく。そして「J R蒲郡駅事件」への不当判決を弾劾し、加藤誠二さんの無念を晴らすためにも「えん罪・J R浦和電車区事件」の控訴審勝利にむけ、全力で闘い抜こう！全組合員の団結を強く訴え、中央執行委員会の声明とする。

2009年4月21日  
東日本旅客鉄道労働組合